

高介第4525号
令和2年3月24日

各市町村・くすのき広域連合
介護保険担当課（室）長 様

大阪府福祉部高齢介護室長

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等資格の取扱いについて

大阪府においては、現在、令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡（別添参照）の見解を受けて、介護支援専門員の資格更新に係る下記法定研修の実施を延期しています。

また、当該研修の受講者が、研修の延期により介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格更新時期を経過した場合は、大阪府が認める期間内は資格を喪失しない取扱い（以下「特例取扱い」という。）とします。

特例取扱い対象者には、大阪府が「新型コロナウイルス感染症に係る資格喪失の特例適用証明」を交付します。

記

【厚生労働省事務連絡で示された見解】

- ・都道府県は、新型コロナウイルス感染症対応のため介護支援専門員の法定研修を中止・延期することができる。
- ・この結果、介護支援専門員や主任介護支援専門員の有効期限を経過しても、都道府県が認める期間内においては資格を喪失しない取扱いとする。

1. 延期した研修

令和元年度 大阪府介護支援専門員専門研修 専門研修課程Ⅰ

令和元年度 大阪府介護支援専門員専門研修 専門研修課程Ⅱ

2. 特例取扱いを適用する期間 再開された上記研修の修了日の翌日から3週間以内

連絡先
大阪府福祉部高齢介護室
介護支援課 利用者支援グループ
電話:06-6941-0351
内線:6669、4475